

群馬県市町村会館管理組合職員の定年等の実施に関する規則

平成5年6月8日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県市町村会館管理組合職員の定年等に関する条例(昭和60年群馬県自治会館管理組合条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の定年の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年に達している者の任用)

第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する職員を除く。)の採用は、再任用(条例第5条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職、国家公務員の職その他これらに準ずる職で管理者が定めるものに就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職(条例第2条の規定による退職をいう。以下同じ。)をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

2 職員の他の職への異動(法第28条の2第4項に規定する職員となる異動を除く。)は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。)の、特別の事情による場合の異動及び再任用をされている職員(以下「再任用職員」という。)の、その者が当該移動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年以内における異動については、この限りでない。

(勤務延長)

第3条 勤務延長(条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合の条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

(再任用)

第4条 再任用は、定年退職をした日(勤務延長の後に退職した者にあつては、その退職した日)の翌日以後の期間が1年を超えている者については、行うことができない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 再任用を行う場合及び再任用の任期を更新する場合の任期の末日は、再任用に係る者が定年退職をした日(勤務延長の後に退職した者にあつては、当該勤務延長がなかったものとした場合に定年退職をしたこととなる日)の翌日から起算して3年を経過する日以前であり、かつ、再任用に係る者が当該再任用に係る職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年を経過する日以前でなければならない。

第5条 再任用は、再任用を行おうとする者の従前の勤務実績に基づく選考により行うものとする。

2 再任用の任期の更新は、再任用職員としての勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

(人事異動通知書の交付)

第4条 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第1号、第5号又は第8号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合
- (6) 再任用を行う場合
- (7) 再任用の任期を更新する場合
- (8) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(職員への周知)

第7条 管理者は、職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。